

条 例 等 立 案 表

題名
徳島県教育委員会職員服務規則及び徳島県立学校規則
の一部を改正する規則

課(室)名	担当者名	電話番号
教育総務課	吉田正人	三二〇八

制定理由

「教職員不祥事再発防止対策会議」からの報告書を踏まえ、職員の交通関係法規の遵守の徹底を図るため、事故等の報告を要する事項を明確にする等の必要がある。

あらまし

一所属長又は校長は、毎年度、四月一日以後遅滞なく、運転免許を受けている職員のうち県有車両使用の承認（私有車の公務使用に関する運転登録を含む。）を受けているもの及び通勤に自動車を使用するもの等の運転免許証の有効期間等を確認しなければならないこととした。

二 所属長又は校長は、一の場合のほか、必要があると認めるときは、隨時、一の例により運転免許を受けている職員の運転免許証の有効期間等の確認を行うものとすることとした。

三 所属長又は校長は、一及び二により確認した事項を記載した書類を作成し、又は変更し、及び保管しなければならないこととした。

四 事故等の報告をする事項について所要の改正を行うこととした。

五 所属長又は校長は、教育長が必要があると認めるときは、運転免許を受けている職員に対して、運転記録証明書その他の当該職員の運転記録について確認ができる書類の提出を求めるものとすることとした。

六 この規則は、平成二十一年一月一日から施行することとした。

備 考	予算上の措置	関係法規
-----	--------	------

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会職員服務規則及び徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 三好 登美子

徳島県教育委員会職員服務規則及び徳島県立学校規則の一部を改正する規則

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出し中「事故等」を「事故その他の事案」に改め、同条第一項中「該当する事故等」を「該当する事故その他の事案」に、「文書その他の方法により」を「文書をもつて」に改め、同項第五号中「交通事故等」を「職員に係る交通事故」に改め、同項第六号中「事故等」を「事故その他の事案」に改め、同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員が重大な交通違反により検挙されたとき。

第三十一条第二項中「前項第四号から第六号まで」を「、次の各号」に、「事故等」を「事故その他の事案」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 職務を行うについて故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えたとき。
- 二 交通事故が発生したとき。
- 三 交通違反により検挙されたとき。

四 前二号に掲げるもののほか、報告の必要があると認められる事故その他の事案が発生したとき。

第三十一条を第三十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(運転記録の確認)

第三十一条の三 所属長は、教育長が必要であると認めるときは、運転免許を受けている職員に対し、運転記録証明書（自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第一項第四号に規定する書面のうち、自動車安全運転センター法施行規則（昭和五十年総理府令第五十三号）第九条に規定する運転記録の証明に関する事項を記載したもの）（その他の当該職員の運転記録（同条に規定する運転記録をいう。）について確認ができる書類の提出を求めることができる。）第三十条の次に次の一条を加える。

(運転免許証の確認等)

第三十一条 所属長は、毎年度、四月一日以後遲滞なく、運転免許を受けている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者について、運転免許証（原本に限る。）を提示させて当該免許証の有効期間等を確認しなければならない。

- 一 県有車両使用の承認（私有車の公務使用に関する運転登録を含む。）を受けている者又は受けようとする者
- 二 通勤において自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三条に規定する原動機付自転車をいう。）を運転する者

2 所属長は、前二項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、隨時、同項の規定の例により運転免許を受けている職員の運転免許証の有効期間等の確認を行うものとする。

3 所属長は、前二項の規定により確認した事項を記載した書類を作成し、又は変更し、及び保管しなければならない。

(徳島県立学校規則の一部改正)

第二条 徳島県立学校規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出し中「学校事故等」を「事故その他の事案」に改め、同条第二項中「一に該当する事故等」を「いずれかに該当する事故その他の事案」に改め、「その事情を」の下に「文書をもつて」を加え、同項第五号中「職員の」を「職員に係る」に改め、同項第六号中「事故等」を「事故その他の事案」に改め、同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員が重大な交通違反により検挙されたとき。

第三十五条第三項中「前項第四号から第六号まで」を「次の各号」に、「事故等」を「事故その他の事案」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 職務を行うについて故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えたとき。
- 二 交通事故が発生したとき。
- 三 交通違反により検挙されたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、報告の必要があると認められる事故その他の事案が発生したとき。

第三十五条を第三十五条の一とし、同条の次に次の一条を加える。

(運転記録の確認)

第三十五条の三 校長は、教育長が必要であると認めるときは、運転免許を受けている職員に対し、運転記録証明書（自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第十五号）第二十九条第一項第四号に規定する書面のうち、自動車安全運転センター法施行規則（昭和五十年総理府令第五十三号）第九条に規定する運転記録の証明に関する事項を記載したもの）（その他の当該職員の運転記録（同条に規定する運転記録をいう。）について確認ができる書類の提出を求めることができる。）第三十四条の次に次の一条を加える。

(運転免許証の確認等)

第三十五条 校長は、毎年度、四月一日以後遅滞なく、運転免許を受けている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者について、運転免許証（原本に限る。）を提示させて当該免許証の有効期間等を確認しなければならない。

- 一 県有車両使用の承認（私有車の公務使用に関する運転登録を含む。）を受けている者又は受けようとする者
- 二 通勤において自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三条に規定する原動機付自転車をいう。）を運転する者
- 2 校長は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、隨時、同項の規定の例により運転免許を受けている職員の運転免許証の有効期間等の確認を行う

ものとする。

3 校長は、前二項の規定により確認した事項を記載した書類を作成し、又は変更し、及び保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

新

(運転免許証の確認等)

第三十一条 所属長は、毎年度、四月一日以後遅滞なく、運転免許を受けている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者について、運転免許証(原本に限る。)を提示させて当該免許証の有効期間等を確認しなければならない。

一 県有車両使用の承認(私有車の公務使用に関する運転登録を含む。)を受けている者又は受けようとする者

二 通勤において自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第一項に規定する自動車及び同条第三条に規定する原動機付自転車をいう。)を運転する者

三 所属長は、前二項の規定により確認した事項を記載した書類を作成し、又は変更し、及び保管しなければならない。

(事故その他の事案の報告)

第三十一条の二 所属長は、次の各号のいずれかに該当する事故その他の場合が発生したときは、そのてんまつを文書をもつて速やかに教育総務課長に報告しなければならない。

一 所管の施設において災害又は盜難があつたとき。

二 職員が死亡したとき。

三 職員が地方公務員法(昭和十五年法律第二百六十一号)第十六条第一号、第二号若しくは第五号、第二十八条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項又は第二十九条第一項の規定のいずれかに該当すると認められるとき。

四 職員がその職務を行うについて故意又は過失により違法に他人に損害を与えたとき。

五 職員に係る交通事故が発生したとき。

六 職員が重大な交通違反により検挙されたとき。

七 前各号に掲げるもののほか、特に報告の必要があると認められる事故その他の事案が発生したとき。

2 職員は、次の各号のいずれかに該当する事故その他の事案が発生したときは、速やかにそのてんまつを所属長に報告しなければならない。

一 職務を行うについて故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えたとき。

二 交通違反により検挙されたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、報告の必要があると認められる事故その他の事案が発生したとき。

(追加)

(事故等の報告)

第三十一条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する事故等が発生したときは、そのてんまつを文書その他の方法により速やかに教育総務課長に報告しなければならない。

一 所管の施設において災害又は盜難があつたとき。

二 職員が死亡したとき。

三 職員が地方公務員法(昭和十五年法律第二百六十一号)第十六条第一号、第二号若しくは第五号、第二十八条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項又は第二十九条第一項の規定のいずれかに該当すると認められるとき。

四 職員がその職務を行うについて故意又は過失により他人に損害を与えたとき。

五 交通事故等が発生したとき。

(追加)

六 前各号に掲げるもののほか、特に報告の必要があると認められる事故等が発生したとき。

2 職員は、前項第四号から第六号までのいずれかに該当する事故等が発生したときは、速やかにそのてんまつを所属長に報告しなければならない。

(追加)

(追加)

(追加)

(運転記録の確認)

第三十一条の三 所属長は、教育長が必要であると認めるときは、運転免許を受けている職員に対し、運転記録証明書（自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第一項第四号に規定する書面のうち、自動車安全運転センター法施行規則（昭和五十年總理府令第五十三号）第九条に規定する運転記録の証明に関する事項を記載したもの）を、その他の当該職員の運転記録（同条に規定する運転記録をいう。）について確認ができる書類の提出を求めるものとする。

(追加)

新

(運転免許証の確認等)

第三十一条 所属長は、毎年度、四月一日以後遅滞なく、運転免許を受けている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者について、運転免許証(原本に限る。)を提示させて当該免許証の有効期間等を確認しなければならない。

一 県有車両使用の承認(私有車の公務使用に関する運転登録を含む。)を受けている者又は受けようとする者

二 通勤において自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三条に規定する原動機付自転車をいう。)を運転する者

2 校長は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、随時、同項の規定の例により運転免許を受けている職員の運転免許証の有効期間等の確認を行ふものとする。

3 校長は、前二項の規定により確認した事項を記載した書類を作成し、又は変更し、及び保管しなければならない。

(事故その他の事案の報告)

第三十五条の二 生徒等の善行、傷害、事故による死亡又は集団的疾病等学校教育に影響を及ぼす事件が発生したときは、校長は、速やかにその事情を委員会に報告しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する事故その他の事案が発生したときは、校長は、速やかにその事情を文書をもつて委員会に報告しなければならない。

一 管理する施設において災害又は盜難があったとき。

二 職員が死亡したとき。

三 職員が地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条第一号、第二号若しくは第五号、第二十八条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項又は第二十九条第一項の規定のいずれかに一に該当すると認められるとき。

四 職員がその職務を行うについて故意又は過失により違法に他人に損害を与えたとき。

五 職員に係る交通事故が発生したとき。

六 職員が重大な交通違反により検挙されたとき。

七 前各号に掲げるもののほか、特に報告の必要があると認められる事故その他の事案が発生したとき。

3 職員は、次の各号のいずれかに該当する事故その他の事案が発生したときは、速やかにその事情を校長に報告しなければならない。

一 職務を行うについて故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えたとき。

二 交通事故が発生したとき。

三 交通違反により検挙されたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、報告の必要があると認められる事故その他の事案が発生したとき。

(追加)

(学校事故等の報告)

第三十五条 生徒等の善行、傷害、事故による死亡又は集団的疾病等学校教育に影響を及ぼす事件が発生したときは、校長は、速やかにその事情を委員会に報告しなければならない。

2 次の各号の一に該当する事故等が発生したときは、校長は、速やかにその事情を委員会に報告しなければならない。

一 管理する施設において災害又は盜難があったとき。

二 職員が死亡したとき。

三 職員が地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条第一号、第二号及び第五号、同法第二十八条第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに同法第二十九条第一項の規定のいずれかに一に該当すると認められるとき。

四 職員がその職務を行うについて故意又は過失により他人に損害を与えたとき。

五 職員の交通事故が発生したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、特に報告の必要があると認められる事故等が発生したとき。

3 職員は、前項第四号から第六号までのいずれかに該当する事故等が発生したときは、速やかにその事情を校長に報告しなければならない。

旧

(追加)

(追加)
(追加)
(追加)

(運転記録の確認)

第三十五条の三 校長は、教育長が必要であると認めるときは、運転免許を受けている職員に対し、運転記録証明書（自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第一項第四号に規定する書面のうち、自動車安全運転センター法施行規則（昭和五十一年總理府令第五十三号）第九条に規定する運転記録の証明に関する事項を記載したもの）を（う。）その他の当該職員の運転記録（同条に規定する運転記録を（う。）について確認ができる書類の提出を求めるものとする。）

(追加)